

## 2021年10月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

### I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2021年10月1日にウェブ会議により開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

### 2021年10月 ASAF 会議出席メンバー

#### (ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Shiwaji Bhikaji Zaware 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小賀坂委員長、川西副委員長、 牧野専門研究員
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen
韓国会計基準委員会 (KASB)	Eui-Hyung Kim 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Chiara Del Prete 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
英国エンドースメント審議会 (UKEB)	Pauline Wallace 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Rodrigo Andrade de Morais
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon-Hutter
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Jim Kroeker 他

#### (IASB 参加者)

Andreas Barckow 議長 (ASAF の議長)、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

**2021年10月ASAF会議の議題**

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
持分法	90分	90分	3
経営者による説明	60分	40分	9
基本財務諸表	45分	45分	12
料金規制対象活動	15分	20分	15
プロジェクトの近況報告と次回ASAF会議の議題	15分	5分	17

**ASAF会議への対応**

2. 今回のASAF会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF対応専門委員会及びディスクロージャー専門委員会において検討を行った。

## II. 持分法

### 議題の概要

3. 今回の ASAF 会議においては、持分法会計について、次の2つの議題があった。

(1) ASBJ ショート・ペーパー・シリーズ第3号「持分法会計についての視点」(以下「ASBJ ショート・ペーパー」という。)の発表

(2) IASB の持分法のリサーチ・プロジェクト

#### (ASBJ ショート・ペーパー)

4. ASBJ ショート・ペーパーは、IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(以下「IAS 第28号」という。)における現在の要求事項が、一行連結と測定基礎の両方の側面を有することを理解したうえで、どのような場合に一行連結の側面を重視し、どのような場合に測定基礎の側面を重視すべきかを明確にする原則を提案することで、持分法会計の適用から生じる多くの実務上の論点に対処できるようにすることを提案している。

5. ASAF メンバーに対する質問事項は、次のとおりである。

(1) ハイブリッド・アプローチを採用することに同意するか。

(2) 提案した原則についてコメントはあるか。

#### (IASB の持分法のリサーチ・プロジェクト)

6. 2020年10月開催のIASB ボード会議において、持分法リサーチ・プロジェクトの目的は、IAS 第28号に関する適用上の論点に、IAS 第28号の諸原則を識別し説明することによって対処できるかどうかを評価することとし、次のアプローチを適用することであるとしている。

(1) 適用上の論点を識別し、どの論点に対処するのかを選定する。

(2) IAS 第28号の基礎となる諸原則を識別し説明することによって、これらの適用上の論点に対処する。

7. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの概要を報告し、次の項目について ASAF メンバーに意見を求めることが目的とされた。

(1) 繰り返し適用上の論点として識別されるが本プロジェクトの検討対象から除外される次の論点について、ASAF メンバーはどのように考えるか。

- ① 便益にアクセスを与える所有持分に関する論点
  - ② 相互持分に関する論点
  - ③ 報告期間の差異の調整及び会計方針の統一に関する論点
- (2) 重要な影響力の変化を伴わない関連会社に対する持分の変動に関して IASB スタッフが提示する会計処理案を ASAF メンバーはどのように考えるか。
8. 重要な影響力の変化を伴わない関連会社に対する持分の変動のうち、投資者の持分が増加する場合について、IASB スタッフは、次の4つの会計処理案を提示した。

	関連会社の純資産に対する追加持分の測定	支払対価と純資産に対する追加持分との差異の会計処理
案1	持分を追加取得した時点における純資産の公正価値を基礎とする（持分を追加取得する都度、純資産の公正価値測定を行う）。その公正価値に対して追加持分比率を乗じた額により、純資産に対する追加持分を測定する。	のれん又は割安購入益
案2	同上	純損益
案3	持分を追加取得した時点における支払対価の公正価値（現金対価の場合、支払額）により、純資産に対する追加持分を測定する。	差異は生じない
案4	重要な影響力を獲得した時点における純資産の公正価値＋その後の純資産の帳簿価額の変動に対して、追加持分比率を乗じた額により、純資産に対する追加持分を測定する。（すなわち、公正価値測定は、重要な影響力を獲得した時のみ行い、その後の持分の追加取得時は行わない）	純損益

### ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

9. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

**(ASBJ ショート・ペーパー)**

- (1) ASBJ スタッフが ASBJ ショート・ペーパーの内容の説明を行い ASAF メンバーに意

見を求めた。

**(IASB の持分法のリサーチ・プロジェクト)**

**重要な影響力の変化を伴わない関連会社に対する持分の変動に関する論点について**

- (2) 提示した ASBJ ショート・ペーパーの考え方によれば、案 4 は排除されるが、それ以外の案を特定するものではないと考える。
- (3) 持分法適用開始時の会計処理と整合する案 1 が適当と考える。

10. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

**(ASBJ ショート・ペーパー)**

- (1) ASBJ ショート・ペーパーの内容は興味深いものである。(米国、韓国、英国、EFRAG、中国、フランス)
- (2) 一行連結と測定基礎の観点も含めて投資家が持分法投資に関してどのような情報を必要としているのかを知ることが有用である。(米国、EFRAG、英国、中国)
- (3) 提案された原則により多くの実務上の問題が解決されると考える。(米国、韓国)
- (4) 提案されたハイブリッド・アプローチを支持する。今後 IASB がハイブリッド・アプローチを基礎としてプロジェクトを進める場合、要求事項の一貫した適用を確保するために、原則をより明確にすることが重要と考える。(フランス)
- (5) 持分法会計は、一部の例外を除き、基本的に連結に関する会計処理の要求事項に従うと整理することにより、多くの論点に対処すると考える。(韓国)
- (6) 投資家が持分法投資についてどのような情報を必要としているのかに関連しては、我々の法域の利用者の代表より、よりアップデートされた現在の価値であるという観点から、持分法投資の当初コストより公正価値が好ましいことが指摘された。(EFRAG)
- (7) 重要な影響力及び共同支配について原則を策定することは困難であると考えますが、持分法会計に係る原則を検討していくことに同意する。(カナダ)
- (8) 我々の法域においては、持分法の適用上の重要な問題は確認されていないが、持分法プロジェクトにおいて検討を進めることに同意する。リソースを考慮し、プロジェクトの範囲を決定する必要がある。(英国、中国)

(9) ASBJ ショート・ペーパーが提案する4つの原則に同意するが、少数の関係者は、4つの原則の関係に懸念を示している。測定基礎に焦点を当てる原則1から3と、連結に焦点を当てる原則4を分ける論理が明確でない点が指摘されている。(中国)

(10) ASBJ ショート・ペーパーの原則は、関連会社への会計処理を一から検討した場合にあるべきとするものなのか、あるいは、適用上の論点を解決するために、基準を補完するための原則を示すものなのか。(英国)

⇒IAS 第28号は、ハイブリッド・アプローチを採用しており、概念的には明確ではないものの、過去の経験や実務に基づいたものである。概念的に明確でないために生じる適用上の論点に対処するため、現行のIAS 第28号の要求事項を基礎とした上で原則を設定することを試みている。(ASBJ)

⇒会計処理を一から検討したものではない。我々の法域の利害関係者の意見からは、企業は、関連会社には持分法会計が適用となることを理解した上で関連会社に分類される投資を行うものと理解しており、現行のIAS 第28号が有用であることを前提に、IAS 第28号を構成する原則を導き出し、根拠を加えるような試みを行っている。(ASBJ)

(11) 既存の基準に原則を追加する場合、これまで会計処理されてきたすべての取引を当該原則に照らして再検討が必要とされる点に懸念がある。持分法会計に係る原則を明確にすることは、会計処理を一貫したものとするのに役立つため、基準書に含めるのではなく基準設定者のためのツールとして対処すべき論点にのみ対応させることが考えられる。(IASB 理事)

⇒我々は、実務に影響を与えるものは可能な限り基準書に含めるべきであると考えている。基準書に原則を追加する場合、これまでの投資を再検討しなければならない可能性があり、煩雑になり得ることは理解するが、そのような問題は基準書の移行規定においてすべきであると考えている。(ASBJ)

⇒仮にIAS 第28号のための原則を特定した場合、理解や適用を助けるために必要であれば、コメントを求め、基準書に含めることの是非を検討することになるだろう。(IASB Lloyd 副議長)

(12) 企業結合会計の要求事項をどこまで類推適用するかについて、チェリーピッキングが行われることを個人的に懸念している。(IASB 理事)

(13) ASBJ ショート・ペーパーが提示する、関連会社がグループの一員であるかについ

ては、関連会社の損益を認識する範囲を考える上で有用である。(IASB 理事)

### (IASB の持分法のリサーチ・プロジェクト)

#### 重要な影響力の変化を伴わない関連会社に対する持分の変動に関する論点について

- (14) 重要な影響力に変化が無い場合、持分法適用開始時の会計処理と整合する案 1 を支持する。ただし、関係者は、次の 2 点につき明確化が必要であるとしている。  
(中国、AOSSG)
- のれんが個別に認識されず、投資に含まれるものである。
  - 識別可能な純資産の公正価値が投資に対する対価を上回る場合は、損益の認識ではなく、過去に認識したのれんを減額すべきである。
- (15) 我々の法域においては、概念的には案 1 が正しいと合意された。しかし、実務上採用している方法には、合意が得られず、案 1 のみでなく案 3 という意見が聞かれた。(カナダ)
- (16) 概念的には案 1 が正しい。しかし、持分比率の変更の都度、公正価値測定を要求することについては、有用性に疑問がある。(英国)
- (17) 案 1 が実務上採用されている。当該論点を検討するためには、まずは持分法会計を一行連結と考えるべきか、測定基礎と考えるべきかを判断する必要がある。  
(EFRAG)
- (18) 様々な意見が聞かれているが、案 1 と案 3 の 2 つに支持が聞かれた。案 1 は持分法適用開始時の会計処理と整合しており、また、実務上最も普及した処理である。案 3 は、のれんを認識しないことが適切であるとすれば最も理にかなっており、また、費用対効果の面からみても適用しやすい。本論点のみでの検討ではなく、他の論点とも整合的となる検討が必要である。(フランス)
- (19) 損益に影響がない案 3 が適当と考える。(米国、韓国、アフリカ、イタリア)
- (20) 案 2 と案 4 は、投資によってのれんの代わりに損失が認識されるという点で、投資家の理解を得ることが困難であると考えられる。投資家の情報ニーズの観点から考えると、選択肢が絞られるのではないかと考える。(米国)
- (21) IASB は、持分が減少する場合の論点にも取り組むべきであり、この場合に希薄化損益を、損益計算書、その他の包括利益又は資本のいずれで認識すべきかについて対処すべきとする意見が聞かれた。(AOSSG)

- (22) 実務の多様化が確認される論点であり早期の対応が必要と考える。(韓国)
- (23) IASB ボードで今後議論すべき主なアプローチは案1と案3の2つであると判断した。(IASB Barckow 議長)

### 参加者のその他の発言

11. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

#### (IASB の持分法のリサーチ・プロジェクト)

##### 繰り返し適用上の論点として識別されるが本プロジェクトから除外される論点について

- (1) IASB スタッフの結論に同意する。(米国)
- (2) 識別された3つの論点に対応すべきである。(韓国)
- (3) 様々な金融商品が実務上多く扱われており、便益にアクセスを与える所有持分に関する論点は、持分法プロジェクトにおいて検討すべきである。(中国、AOSSG)
- (4) 関連会社や共同支配企業に関する情報を連結財務諸表において開示する場合、その情報の入手は困難な場合が多く、規制上の要求と実際の開示レベルに差が生じているケースが多く見られる。(フランス)
- (5) 報告期間の差異の調整及び会計方針の統一に関する論点は概念的、技術的な問題ではなく実務上の問題であると認識したうえで、対処するための代替案の検討をIASB に提案する。(AOSSG)

### III. 経営者による説明

#### 議題の概要

12. IASB は 2021 年 5 月 27 日に公開草案「IFRS 実務記述書 (PS) 第 1 号『経営者による説明』」(以下「本公開草案」という。)を公表した(コメント期限:2021 年 11 月 23 日)。本セッションの目的は、IASB が受け取った初期のフィードバックを ASAF メンバーに共有し、IASB が ASAF メンバーから初期のフィードバックを受け取ることである。
13. ASAF メンバーに対する質問は、本公開草案の内容に限定した、次の 6 つである。
- (1) 本公開草案における目的を基礎としたアプローチは、
    - ① 経営者による説明の作成者が運用可能であると思うか。
    - ② 準拠の評価を可能にするものか。
  - (2) 開示目的(主たる目的、評価目的、具体的目的)の設計についてコメントはあるか。
  - (3) 提案されている目的は、投資家及び債権者のニーズを反映していると思うか。
  - (4) 本公開草案は、企業が長期的な見通し、無形の資源及び関係、ESG 事項についての重要性がある情報を識別するのに役立つ、十分かつ適切なガイダンスを提供していると思うか。
  - (5) 各法域における現行の(記述的)報告の要求事項及び実務について、
    - ① 本公開草案の提案にはない重要な(記述的)報告の要求事項はあるか。
    - ② 現在の(記述的)報告の実務において、本公開草案の提案で扱うことが特に有用である可能性がある欠点、又は本公開草案の提案が扱っていない欠点はあるか。
  - (6) 限定及び無限定の準拠表明の提案について、フィードバックはあるか。

#### ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

14. ASBJ から特段の発言は行っていない。

#### 参加者のその他の発言

15. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

**(本公開草案の進め方について)**

- (1) 本プロジェクトは、IASB と国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が協力して進めるべき案件であるため、ISSB が設立されるまで、プロジェクトを止めるべきではないか。（英国）

⇒IASB 及び ISSB の連携の必要性は認識しているが、議論を継続していくことに価値があると思っている。（IASB 議長）

- (2) 本公開草案の内容については支持するものの、本プロジェクトをどこまで優先させるべきか、どの程度のリソースを割くべきか、アジェンダ協議を通じて伝えるべきである。（カナダ）
- (3) PS 第 1 号の改訂に向けた会話を継続し、複数のステップを経て公表し得るプロセスが必要であると思う。（アフリカ）

**(本公開草案の内容について)**

- (4) 我々の法域では PS 第 1 号を利用しない可能性が高いが、本公開草案は、数年前に我々の法域で作成したガイダンスと類似しており、現行の実務を補完する内容であり、特に中小企業にとってベストプラクティスや作成のための考え方を提供するものであるため、支持する。（カナダ）
- (5) 現在欧州では企業サステナビリティ報告指令案の開発が進められており、本公開草案の要求事項よりも多くの開示を求める予定であるため、乖離が拡大していく可能性があるが、経営者による説明のガイダンスがない法域にとっては有用であるため、開発することに利点があると考えます。（EFRAG）
- (6) 統合報告書やサステナビリティ報告書を作成していない企業にとり有用である。（アフリカ）
- (7) 我々の法域では優先度の高いプロジェクトではないが、経営者による説明にはルールを基礎としたアプローチよりも目的を基礎としたアプローチの方が適しているため、本公開草案を支持する。また、提案されている 6 つの内容領域は経営者による説明が扱うべき内容をカバーし、無形の資源に関するより良い情報を提供するのにも有用であると考えます。（イタリア）
- (8) 目的を基礎としたアプローチは、投資家及び債権者のニーズを反映しよく設計されているものの、概念的でやや複雑であり、適用可能性、強制可能性、監査可能性を評価するためのフィールドテストが必要である。また、重要性がある情報を識別

するためのガイダンスや、「ESG」の定義、現行の ESG 事項に関する報告との関係性に関する説明が不十分である。(EFRAG、韓国、中国、AOSSG)

- (9) 目的を基礎としたアプローチにつき、IASB 公開草案「IFRS 基準における開示要求－試験的アプローチ」において提案されていない「評価目的」によって、どのように準拠の評価や監査が可能となるのか、根拠が不明である。(EFRAG)
- (10) 経営者による説明の範囲に含まれる情報の中には、商業上の機密に該当しうるものがあるため、機密情報の非開示に関する例外を設けるべきである。(AOSSG)
- (11) 準拠表明により情報の信頼性が確保されるのか疑問である。(韓国)
- (12) 準拠表明につき、経営者による説明が、経営者の重要性の判断に基づいて作成されていること、経営者、監査人、規制当局間に情報の非対称性があることから、準拠性を評価することは難しい可能性があり、コミュニケーション・コストが高くなる要因にもなりうる。また、任意の開示である経営者による説明に、監査用語である無限定又は限定の準拠表明を課すことには議論の余地がある。さらに、無限定の準拠表明はハードルが高く、PS 第 1 号を適用する意欲を減退させる可能性がある。  
(中国)
- (13) 会計基準ではない PS 第 1 号に準拠表明を求めることに違和感を覚える。また無限定の準拠表明のために有用でない情報が開示される懸念がある。(AOSSG)

#### (開示場所について)

- (14) (本会議の質問項目には含まれていないが、将来検討すべき項目として) 経営者による説明とサステナビリティ報告の開示場所の関係を検討する必要がある。我々の見解では、サステナビリティ報告(サステナビリティに関する開示)を財務報告の延長線上に置くことは良い考えではなく、独立した報告書として、又は(欧州の「経営者による説明」にあたる)マネジメント・レポートに別個の開示場所を設けて開示することが良いと考えている。(EFRAG)

⇒「経営者による説明」は、開示場所と内容の 2 つの側面があり、ASAF メンバーがどちらの側面に懸念を持っているのかを明確に把握することは有用であるため、その観点についてもコメントいただければと思う。開示場所については、「経営者による説明」が(各法域の)規制当局下にあることが多く、基準設定主体の領域ではないことを IASB は理解しているため、本公開草案では現行同様、PS 第 1 号の地位を任意の記述書としているが、今後も出てくる問題である。(IASB 議長)

## IV. 基本財務諸表

### 議題の概要

16. IASB は、2019年12月に本プロジェクトに関連する公開草案「全般的な表示及び開示」（以下「公開草案」という。）を公表し、2020年9月30日までコメントを募集した。IASB は、2021年3月のIASB ボード会議より、公開草案の再審議を開始している。ASAF 会議における本プロジェクトのセッションの目的は、次の2点であるとされている。
- (1) 公開草案の提案を再審議している IASB の議論について、ASAF メンバーにアップデートを提供すること
  - (2) これまでの IASB の再審議の影響について、ASAF メンバーから意見を求めること
17. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
- (1) 公開草案の提案に対するこれまでの IASB の暫定決定を踏まえて、ASAF メンバーは IASB に対してどのようなアドバイスがあるか。
  - (2) 特に、これまでの暫定決定を踏まえて、再審議されていないトピックへのアプローチについて、ASAF メンバーは何か提案があるか。

### ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

18. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

これまでの再審議において、我々が重要と考えてコメントした内容の多くが採用されず、残念である。営業利益の定義について、我々は、積極的に定義することを提案し、その定義が金融企業や投資企業にも適用可能であることを指摘した。これまでの再審議では、金融企業や投資企業を除外して議論が進められているが、これらの企業が扱われることとなった場合に、これまでの暫定決定を再考することになることを懸念している。

#### **（英国から再公開に関する発言があったことを受けて）**

再審議の結果、提案内容を大幅に変更する場合には、再公開草案を公表することも検討すべきである。

19. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

**(営業利益に関して)**

- (1) 営業利益を直接定義することを提案する。(中国、韓国)
- (2) 営業利益をデフォルトのカテゴリーとして定義している現在の暫定決定を支持する。(カナダ、フランス、EFRAG)

**(再公開について)**

- (3) 再審議の過程では、公開草案の提案からの大幅な変更が議論されている。こうした変更によって、投資家が有用な情報を獲得できるか並びに作成者の実務がまわるか及びコストが過大とにならないかを検証するために、再審議が終了した段階で再公開草案の公表が必要かどうかを検討すべきである。(英国)
- (4) プロジェクトの範囲を拡大して欲しいという要望を受けているが、範囲を拡大すると再公開のリスクがある。範囲の拡大と時限性のどちらを優先するかがポイントである。(IASB 理事)

**参加者のその他の発言**

20. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 純損益計算書における主要な事業活動について、明確な定義が必要だと考える。(中国、AOSSG)
- (2) 純損益計算書のカテゴリーとキャッシュ・フロー計算書のカテゴリーが相互に影響し合うことで、財務諸表の理解度を低下させている。(中国)
- (3) 純損益計算書において、比較可能性を高める必要性はあるものの、投資家にとって重要ではない小計の表示については、なるべく避けていただきたい。(フランス)
- (4) 関連会社およびジョイント・ベンチャーを不可分か否かで分ける提案には反対する。(中国、韓国、AOSSG)
- (5) 経営者業績指標(MPM)の定義を明確にすべきと考える。(AOSSG)
- (6) MPMの範囲を拡大すべきである。例えば、財政状態計算書やキャッシュ・フロー計算書に関連する測定まで含めるべきと考える。(EFRAG、カナダ)

- (7) 通例でない収益と費用の基準をさらに明確にすべきと考える。(中国)
- (8) 通例でない項目や、MPM に関する様々な小計について、想定される追加のガイダンスがあると非常に助かる。(アフリカ)
- (9) 今後のプロジェクトでは、投資家にとって適切な情報の提供と、投資家のニーズに合わせた情報の提供という視点をもちつつ、コスト面の影響も理解して提案をしていく必要がある。(英国、カナダ)

## V. 料金規制対象活動

### 議題の概要

21. 本セッションでは、料金規制対象活動に関するプロジェクトの進捗状況等について、IASB スタッフより口頭のみで報告が行われた（アジェンダ・ペーパーはなし）。なお、ASAF メンバーからの発言はなかった。
22. IASB スタッフからの報告の概要は、以下のとおりである。

#### （ED に寄せられたフィードバックの分析状況）

23. 寄せられたコメント 127 件のうち約半分が財務諸表作成者又は作成者グループの代表者（うち、約 3 分の 2 は電気・ガス事業に関連する作成者）からのコメントであり、約 4 分の 1 が各国の会計基準設定主体からのものである。
24. 10 月の IASB 会議にコメントを要約し、提出する予定である。

#### （ED に寄せられたフィードバックの主な内容）

25. 規制上の合意から発生する権利及び義務を反映することを可能とする会計モデルを開発することには、全般的な支持が得られた。ただし、まだ利用可能となっていない資産に関する残高に対する規制リターンについて当該資産が使用可能となった時点で会計許容報酬に含めること、及び、測定にあたり規制資産についての規制料金算定利率が補償を提供するのに不十分な場合に最低限の金利を使用することには、多くのコメント回答者が反対している。
26. 寄せられたコメントのうち、ED の提案に反対又は懸念を示した主なコメントは次のとおりである。

#### （目的及び範囲）

- (1) どのような規制上の合意が範囲に含まれるのかに不確実性がある。
- (2) 規制当局が存在することが要件となっているかどうか不明確である。
- (3) 強制可能性の評価は、規制環境が十分に整備されていない法域では非常に困難である。

#### （会計許容報酬）

- (4) 建設中でもリターンを受け取る権利があるため、資産が使用可能となった時点で

リターンを反映させるという提案は、経済的実体を反映しておらず、有用な情報提供とならない。

- (5) 規制上の合意における回収期間と資産の耐用年数が異なる場合に規制資産又は規制負債を計上することは、非常に主観的で、複雑で、コストがかかる。

#### **(認識及び測定)**

- (6) 規制資産又は規制負債が存在するかどうか不確実である場合は、認識するか否かを判断するために、より高い閾値を要求することが必要と考える。
- (7) 重大な結果の不確実性や測定の不確実性が存在する場合には、規制資産又は規制負債を認識すべきではない。
- (8) 規制資産の認識は、IFRS 第 15 号における変動対価の見積りの制限と同様に、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ認識すべきである。
- (9) 割引の影響が重要でない場合、又は、1 年以内に回収又は履行されることが見込まれる場合には、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことを免除することも認められるべきである。
- (10) 使用する規制料金算定利率が十分であるかを評価することが要求されるか否かという点で、規制資産と規制負債の取扱いは不整合となっている。

#### **(表示及び開示)**

- (11) 規制収益から規制費用を控除したものを、収益のなかの独立した科目として表示すること、又は、注記で区分して開示することも認めていいのではないか。
- (12) 規制に関連する性質やリスクについての情報も開示すべきではないか。
- (13) 開示要求の粒度が細かすぎるために、規制資産及び規制負債の変化を継続的に把握するためのコストや困難さについて懸念がある。

## VI. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

### 議題の概要

27. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、次回 2021 年 12 月に開催予定の ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。
28. アジェンダ・ペーパーにおいては、以下の議題が提案されている。
- (1) 開示に関する取組み — 的を絞った基準レベルの開示のレビュー
  - (2) 開示に関する取組み — 公的説明責任のない子会社：開示
  - (3) インタンジブルズ
  - (4) 戦略的／アジェンダ協議

### ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

29. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

### 参加者のその他の発言

30. 他の ASAF メンバーから特段の発言はなかった。

以 上